

議案第5号

東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則の廃止について

東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則を廃止する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和8年3月26日提出

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

1 提案理由

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則（平成11年東広島市規則第27号）の廃止等に合わせて、東広島市教育委員会規則で定める各様式の規定に係る特例を廃止するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則（平成 11 年東広島市教育委員会規則第 10 号）
- (2) 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則（平成 31 年東広島市教育委員会規則第 7 号）

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。